

## 海外経済要録

### 米州諸国

#### ◇米国、10%付加税を本年末まで6か月間延長

- 議会は8月4日、現行の10%付加税を7月1日以降本年末まで6か月間に限り延長するという修正法案を可決した。
- なお、ニクソン大統領の提案では、明年1月以降は付加税率を5%に引き下げたうえ6月末まで延長することになっていたが、この部分は税制改革法案の中に織り込まれ、現在審議中である。

#### ◇米国、連邦準備制度加盟銀行のユーロ・ダラー取入れに対して支払準備制度を適用

連邦準備制度理事会は、さる6月26日、米国銀行のユーロ・ダラー取入れを規制するため、これに対し準備率を適用するとの提案を行なったが、8月13日、同提案に若干の修正を加えたうえ、10月16日に始まる週から実施する旨発表した。本措置の主たる目的として、同理事会は「加盟銀行が国内金融引締めに対する抜け穴として、準備対象とならないユーロ・ダラー取入れを利用する有利さを取り除くことにある」と述べている。

今次措置の内容は次のとおり。

- 加盟銀行の海外支店からの借入れおよび海外支店に対する資産売却に対し、同残高が本年5月28日に終わる4週間の平均残高をこえる部分につき10%の支払準備を課する。

ただし、①6月26日以降米銀本店が非居住者に供与した信用の売却および②各行準備対象預金の3%相当額までは準備適用を免除する。もっとも②の準備適用免除額については、いずれかの期間に対海外支店債務残高が当初の免除額を下回った場合には、その債務残高が新たな適用免除額となる。

- 米銀海外支店の米国居住者に対する貸付に関し、上記1と同様の期間における平均残高または本年6月25日ないし6月26日の残高のいずれか(基準時の選択は加盟銀行の選択による)をこえる部分に対し、10%の支払準備を課する。

ただし、①当該貸付残高が5百万ドル以下の海外支店、②商務省の対外直接投資規制の遵守を可能ならしめるために行なわれた貸付、③本年7月27日以前に行なわ

れた貸付予約に基づき行なわれた貸付には、適用しない。

- 加盟銀行の外国銀行からの直接借入れにつき、10%の支払準備を課する。

ただし、加盟銀行の準備対象預金平残の4%以下の部分については、準備率を3%とする。これは海外支店を持たない銀行は前記準備適用免除の特典を受けることができず不公平になるため採られた措置である。

#### ◇米国輸出入銀行、外国金融機関に対する融資保証を実施

米国輸出入銀行は、インド航空が米国ボーイング社製ジェット機(33億ドル)購入資金の一部に充当するため行なった10億ドルの西ドイツ商業銀行からの借入れに対して保証を与える旨発表した。

従来、同行による輸出振興のための融資保証は国内金融機関の融資に限られていたが、今回の措置はこれを外国金融機関にまで広げたもので、米国の輸出振興をさらに一步進めたものとして注目される。なお当局は、このような保証の拡張は交換可能通貨建融資に限られようとした。

### 歐州諸国

#### ◇EEC、農産物統一価格に関する調整措置を決定

- EEC閣僚理事会は、フラン切下げに伴いEEC農産物統一価格制度に生じた問題に対処するため、8月12日未明、次の内容を骨子とする措置を決定した。

(1) 共通計算単位(Unité de Compte)の金平価(I.U.C.=純金0.8886グラム)およびU.C. 建EEC統一農産物価格を変更しない。

(2) 1969~70農業年度に限り、フランスはU.C. 建統一農産物価格をフランス・フラン建に換算する際には例外的に旧平価によることを認められる。この間に理事会は現行フラン建農産物価格を新平価建価格へ接近させる時期を品目ごとに決定する。

(3) その後段階的に換算率を新平価にさや寄せし、71年4~6月以降は新平価により換算するようにする。

(4) その間、フランスの農産物輸出に対して課徴金を賦課、同輸入に対しては補助金を交付する。

- 上記措置が採られたのは、フラン平価切下げ後も農産物統一価格制度をそのまま維持しようとすれば、次のような問題が生ずるからである。

すなわち、①1 U.C.のフラン換算額が従来の4.93706フランから5.55419フランに上昇する結果、フランスで

は対象農産物のフラン建価格がそれだけ自動的に上昇し、同時に一般物価水準にも響く、②また当然農民所得の急増を招き、増税等でこれを完全に吸収しないかぎり消費増を通じて間接的にもインフレ圧力を強める要因となる、③フラン建農産物価格上昇はフランスの農業生産増大を招く可能性があるが、支持価格の割高からただでさえ農産物在庫の累増に悩んでいる現状では、これは加盟国全体の立場からみても好ましくない。

なお、上記1.(4)の措置はフランスの農産物の輸出増、輸入減という他加盟国にとって不利な結果が生ずることを防止するため採られたものである。

#### ◇西ドイツ、対米および対英為替補償協定を締結

1. 西ドイツ政府は、西ドイツ駐留米軍ならびに英軍の西ドイツ国内における財貨・サービス調達費用を補償するための為替補償協定(Devisenausgleichsabkommen)につき交渉を行なっていたが、米国政府とは7月9日に、英国政府とは7月16日にそれぞれ合意に達した。その内容は次のとおり。

##### (1) 対米為替補償協定

期間 1969年7月から1971年6月まで2年間(従来1年)

総額 6,080百万マルク

内訳 イ. 西ドイツ政府による米国からの武器購入

3,200百万マルク

ロ. 西ドイツ政府による米国からの民需品購入  
500百万マルク

ハ. 西ドイツ政府による米国政府への貸付

1,000百万マルク

ニ. 西ドイツ民間企業の対米直接投資を促進するための貸付(復興金融公庫経由) 600百万マルク

ホ. 米国輸出入銀行の低開発国等第三国に対する債権の西ドイツ政府による肩代わり

475百万マルク

ヘ. 西ドイツ政府による対米債務の期限前償還  
175百万マルク

ト. その他 130百万マルク

##### (2) 対英為替補償協定

期間 1969年4月から1971年3月まで2年間(従来1年)

総額 1,520百万マルク

内訳 イ. 西ドイツ政府による英國からの武器購入  
450百万マルク

ロ. 西ドイツ政府による英國からの民需品購入

350百万マルク

ハ. 西ドイツ民間部門の英國からの物資輸入に対する西ドイツ政府の援助 220百万マルク

ニ. 西ドイツ政府による英國政府への貸付  
500百万マルク

2. 今次協定は、米英軍の駐留費のほぼ8割を補償するという点では前年の協定と同様であるが、従来の協定におけるブンデスバンク等による米英中期債の購入(前年度、米国中期債25億マルク、英國中期債2億マルク)に代わって、条件面で米英側により有利(注)な直接貸付が行なわれたようになったこと、協定期間が2年間とされたこと(従来は1年間)などが特色である。

(注) 今回貸付の条件は、期間10年、ドル建、金利3.5%。米国政府中期債は期間4~4年半、マルク建、金利5.5%前後。

#### ◇西ドイツ、債券担保貸付に高率金利を適用

1. ブンデスバンクは8月14日、債券担保貸付に関し、同貸付の利用度に応じ段階的に高率金利を適用することとし、9月1日から実施することを発表した。今次措置の内容次のとおり。なお、基本となる債券担保貸付金利(6.0%)は変更されない。

債券担保貸付残高の月中積数が、当該借り入れ金融機関の自己資本の

(1) 2倍以下の部分に対しては 6.0%

(2) 2倍をこえ4倍以下の部分に対しては 7.0%

(3) 4倍をこえる部分に対しては 8.0%

2. 今次措置は、ブンデスバンクが3月来実施している金融引締め措置の一環をなすもので、金融機関が債券担保貸付に安易に依存するのを抑制すると同時に、場合によりコール・レートが従来の債券担保貸付金利をこえて上昇しうるようにすることをねらいとしたものである。すなわち、従来のように同貸付により資金が自由に供給されるかぎり、コール・レートは同貸付金利を事実上の天井としてそれ以上には上昇しないが、今後は同貸付が一定の限度をこえて使用された場合には、その度合いに応じコール・レートが従来より弾力的に上昇することとなる。

もっとも、実際には現在のところ多くの金融機関がただちに本措置による高率金利の適用を受ける状況はないものとみられている。すなわち、全金融機関の自己資本合計約252億マルク(6月末)から推計して、全金融機関が平均的に本貸付を利用したとすれば、平残16.8億マルク程度(252億マルク×2× $\frac{1}{30}$ )までは高率金利の適用を受けないこととなるが、ブンデスバンク週報によれ

ば、同貸付残高は本年のピーク時には前記ラインを若干こえたものの(7月15日、18.2億マルク)、最近時点ではかなりこれを下回っている(8月7日、10.7億マルク)ためである。

なお、ブンデスバンクがこのような高率金利を実施するのははじめてのことである。

#### ◇フランス、フラン平価を切下げ

フランス政府は8月8日(金)、フラン平価を1フラン当り純金0.180グラムから0.160グラムに切り下げる発表し、IMFの承認を得て11日(月)から実施した(注1)。切下げ率は11.11%(ただし、フラン建では12.5%)。

なお、フラン圏諸国は8月10日のフラン圏蔵相会議の結果、アルジェリア、モロッコ、チュニジアを除く14か国が同率の切下げを行なった。

(注1) 海外フランス領の各通貨についても同率の切下げが行なわれたが、ドルにリンクされているソマリアのジブチ・フランおよび英国との共同統治領であるニュー・ヘブリディスのニュー・ヘブリディス・フランの平価は変更されない。

各通貨の新平価は次のとおりである。

純金 1米ドル当り(旧平価)			
フランス・フラン	0.160グラム	5.55419	(4.93706)
C F A(注2)	IMF平価	277.71	(246.85)
フラン(12か国)	未設定		
マラガシー・フラン	〃	277.71	(246.85)
マリ・フラン	〃	555.419	(493.706)

(注2) CFAはCommunauté Financière Africaine(アフリカ金融共同体)の略。

#### ◇フランス、フラン切下げに伴い物価を凍結

フランス政府は8月10日、フラン切下げによる物価騰貴を抑えるため、とりあえず物価を次のとおり凍結することを決定した。

- (1) 企業は、8月8日から9月15日に至る期間における製品価格の変更を禁止される。
  - (2) 商業マージンは、9月15日まで絶対額で8月8日の水準をこえてはならない。
  - (3) 野菜、くだものについて価格凍結品目を拡大する(もも、りんご、ぶどう等)。
- なお、今回の措置は計画契約を締結することにより物価凍結法の適用を免れている者(たとえば製造業では企業数の80%)に対して採られたもので、これに違反した場合には罰則として同法の適用を受けることとなる。

#### ◇フランス、輸出関係手形再割引金利を引き上げ

フランス銀行は8月11日、輸出関係手形再割引金利を次のとおり引き上げ、即日実施した。

新レート(旧レート)	
短期(18か月以内)	7% (5%)
中期(18か月超5年以内)	4% (18か月超24か月以内4%、2年超5年以内3%)

今回の措置により短期輸出関係手形再割引金利は基準割引歩合と同水準になった。これはEEC委員会のかねての要請もあって、フラン切下げの時期をとらえて優遇廃止に踏み切ったものとみられている。

#### ◇イタリア、ルモール内閣成立

7月5日、キリスト教民主党、統一社会党、共和党を与党とするルモール前内閣(昨年12月成立)が総辞職したあと新内閣の組閣は難航していたが、8月5日キリスト教民主党単独のルモール内閣が成立し、11日、議会の信任を得て1か月にわたる政治的空白の一応の終止符が打たれた。同内閣の主要閣僚は以下のとおり。

首相 マリアーノ・ルモール(留任)
外相 アルド・モロー(元首相)
蔵相 エミリオ・コロンボ(留任)
内相 フランコ・レスティボ(留任)
国防相 ルイジ・ギー(留任)
労働相 カルロ・カッティン(新任)

#### ◇イタリア、公定歩合を引き上げ

イタリア銀行は8月13日、食糧備蓄機関手形再割引金利を除くすべての貸出金利を0.5%引き上げ14日から実施する旨発表した。この結果、同行の貸出金利体系は次のとおりとなった。

割引	新レート	(旧レート)
食糧備蓄機関手形	3.5%	(3.5%)
商業手形	4.0%または 5.5%(注1)	(3.5%または 5.0%)
貸付		
通常貸付	4.0%	(3.5%)
債券担保特別 短期貸付	4.0~5.5%(注2)	(3.5~5.0%)

(注1) 当該再割引実施直前の半期(1~6月または7~12月)の商業手形再割引額の平均残高が支払準備積立て所要額の5%をこえる銀行に対しては、当該銀行に関する再割引額全額につき5.5%の金利が適用される(8月号「要録」参照)。

(注2) 同一取引先に対する6ヶ月以内の貸付ひん度に応じ、第1、2、3および4回目以降の4段階とし、第2回目以降各段階ごとに0.5%高(5月号「要録」参照)。

#### ◇オランダ、公定歩合を引き上げ

1. オランダ銀行は8月1日、公定割引歩合を0.5%、その他の貸出金利を1.0%それぞれ引き上げ、8月4日から実施することを発表した。この結果、同行の貸出金利

体系は次のとおりとなった(カッコ内は旧レート)。

(1) 割引

イ、適格商業手形および大蔵省証券

6.0%	(5.5%)
------	--------

ロ、約束手形	7.0%	(6.0%)
--------	------	--------

(2) 貸付

イ、個人・私企業向け	8.0%	(7.0%)
------------	------	--------

ロ、その他向け	7.0%	(6.0%)
---------	------	--------

2. 今次措置は、主として海外金利高水準に基づく資本流出の持続、国内金利の上昇に対処して採られたものとみられているが、国内景況も昨年末の各種引締め措置実施にもかかわらず労働需給のひっ迫等過熱傾向を改めておらず、この面からも引締め強化の必要があったと伝えられる。

同行はさる7月2日、短資流出を防止する見地から外国為替取扱銀行に対し外貨ポジション規制を実施したが(8月号「要録」参照)、その効果が必ずしも十分でなく<sup>(注)</sup>金・外貨準備の減少が続いた。また、資本流出に伴って国内金利も上昇し、コール・レートは実質上の上限とされているオランダ銀行の貸付歩合(個人・私企業向け以外の貸付歩合、当時6%)をかなり上回るに至っていた(7月19日現在、翌日もの7.40%)。

(注) 規制の対象とならない外国銀行支店および個人を通じて短資が流出しているといわれる。

◇ベルギー、公定歩合を引上げ

ベルギー国民銀行は7月30日、国内経済の過熱化傾向がなお鎮静せず、ユーロ金利等の高水準が持続していることなどにかんがみ、公定歩合を引き上げ(基準割引歩合6.0→7.0%)、翌31日から実施すると発表した。本措置は5月28日の引上げに続く本年5度目の引上げである。

また、今次引上げに際し、同行はE E C域外諸国向け輸出関係手形に対する優遇金利を廃止するとともに、従来多岐にわたっていた同行割引金利を2種類に整理・統合した。これは、①最近E E C域外諸国向け輸出関係手形の再割引額が輸出の実勢と離れた異常な増加を示しており、資本流出増大の原因の一つになっていること、②これまでの金利体系が複雑で取引上不便であったこと、などの二つの理由によるものとされている。

新貸出金利体系は次のとおり<sup>(注)</sup>。

(1) 割引

イ、銀行を支払場所とする銀行引受手形および輸出・

入関係手形	7.0%(旧レート5.5、6.0%)
-------	--------------------

ロ、その他手形	9.0%(<6.75、7.25、8.00%)
---------	------------------------

(2) 貸付

イ、期間130日以内のTBおよび

国債基金証券担保	8.5%(旧レート7.5%)
----------	----------------

ロ、期間130日超374日以内のTB	
--------------------	--

および国債基金証券担保	8.75%(<7.75%)
-------------	---------------

ハ、その他の公債担保	9.00%(<8.00%)
------------	---------------

(注) 旧金利体系については7月号「要録」参照。

◇ベルギー、資本流出規制を実施

ベルギー為替局は7月31日、公定為替市場を通ずる資本流出を防止するため、以下のような措置を探ることを決定し、8月7日から実施した。

(1) 100万ベルギー・フラン相当額をこえる対外送金にかかる許可は、これまでの為替公認銀行に代わって為替局が直接行なう。

(2) 先物取引は実需取引のみに限定し、取引締結に際しては銀行に対し当該取引を証する document を提示しなければならない。

(3) 輸出業者の保有している外貨勘定に対する付利を禁止する。

本措置について当局では、①フランス・フランの切下げとはなんの関連もないこと、②資本取引を公定為替市場から排除して自由市場に追い込むことを目的とするものであること、の2点を強調している。

なお、ベルギー政府はIMFに対し8月29日外貨繰り対策として46.5百万米ドル相当のゴールド・トランシュを引き出したい旨通知した(内訳、米ドル=26.5、カナダ・ドル=10.0、日本円=10.0各百万ドル)。

アジアおよび大洋州諸国

◇イラン、金融引締め措置を実施

イラン中央銀行は、8月7日、公定歩合の引上げを含む次のような金融引締め措置を決定、8日から実施した。

1. 公定歩合を7%から8%に引き上げる。

ただし、輸出手形の再割引率は3%から2%に引き下げる。

2. 市中銀行における支払準備率を次のとおり引き上げる。

定期預金・普通預金	15%	(旧12%)
-----------	-----	--------

当座預金	20%	(<18%)
------	-----	--------

3. 市中銀行の預金金利を次のとおり引き上げる。

(1) 定期預金

30~89日	5.5%	(旧4.0%)
--------	------	---------

90~179日	6.5%	(<5.0%)
---------	------	---------

180～364日	7.5%	(旧6.0%)
365～729日	8.0%	(〃6.5%)
730日以上	8.0%	(〃7.0%)
(2) 普通預金	5.5%	(〃4.5%)

なお、従来20万リアル(約2.6千ドル)をこえる普通預金については利子の支払が行なわれなかつたが、この制限を撤廃する。

今回の引締め措置は、①意欲的な開発計画進捗に伴つて、年初來、輸入増、銀行貸出の増勢、物価上昇など景気の過熱化現象が目だってきたことに加え、②世界的な高金利により資金がユーロ・ダラー市場へ流出しがちであること、などに対処して、昨年11月の引締め(公定歩合、支払準備率の引上げ—43年12月号参照)に統いて採られたものであり、これに伴い市中の貸出金利も最高9%から10%に引き上げられた。

#### ◇インド、銀行国有化を決定

ガンジー首相は7月19日、銀行国有化法—The Banking Companies(Acquisitions and Transfer of Undertakings)Ordinance 1969—を発表、その後上下院の議決を経て8月9日正式に発効をみた。その内容は次のとおり。

#### 1. 対 象

対象銀行は、1969年6月末現在の預金残高が5億ルピー(240億円)以上の指定銀行(注)で、外国銀行の在印商店を除く。

(注) 指定銀行とは、資本金・積立金合計額が50万ルピー以上で、準備銀行と預貸金取引のある商業銀行をいう。

#### 2. 補 償

- (1) 政府は被国有化銀行の株主に対し、各行の資産負債を相殺した純資産について補償する。
- (2) 上記補償額につき、当該銀行と政府間で合意をみない場合には、紛争処理のための裁定機関(最高裁判事、銀行経営専門家、公認会計士各1名により構成)が裁定する。
- (3) 補償は補償国債(期間10～30年、金利年4.5～5.5%)で支払う。

#### 3. 本 部

被国有化銀行の本部は、政府が指定するまでは接収前の各行本店所在地に置く。

#### 4. 管 理

- (1) 国有化銀行の経営は、政府の任命する管理者(Custodian)によって行なわれるが、当面は接収直前における各行の取締役会議長(Chairman)がその任に当たる。

(2) 管理者は、政府が準備銀行総裁と協議のうえ、公共的利益の見地から決定した政策に基づいて銀行を運営・統括する。

(3) 政府は管理者を補佐するため、必要に応じて諮詢委員会(Advisory Board)を設置することができる。

#### 5. 会計監査

被国有化銀行は、毎年12月末における財務諸表を作成し、会計検査院の監査を受ける義務を負う。

#### 6. 従 業 員

各行の従業員は国家公務員となり、引き続き当該銀行の業務に従事する。

#### ◇カンボジア、平価切下げを実施

カンボジアは、8月18日、リエルの金平価を設定(1リエル=純金16ミリグラム)するとともに、為替レートを1米ドル=55.54リエル、1フランス・フラン=10リエルと定め、即日実施した。

カンボジアでは、従来為替レートとして、1米ドル=35リエルの公定レートのほかに、旧从領時代に締結した対从協定に基づき、1フラン=10リエルというリエル割安(公定のドル・リエル・レートとドル・フラン・レートから換算すると1フラン=7リエル)の協定レート(注)を設けていた。

今回の切下げは、①同国の貿易、外貨準備面における対从依存度が比較的高く、フラン切下げの影響が大きいこと、②リエルの実勢レートが1米ドル=57～60リエルと公定レートとの乖離が著しかったこと、③さる7月28日、同国のIMF加盟が承認され、これに伴って金平価の設定、為替相場の一本化を行なう必要があったこと、などを背景に、フラン切下げに追随すると同時に、従来割高であった対米ドル・レートを36.98%切り下げて対フランス・フラン・レートにさや寄せし、さらに別建であった観光者レート(1米ドル=60リエル)を廃止したものである。

(注) 本レートはフラン圏との貿易取引にのみ適用されるもので、カンボジアが対フラン圏輸出で取得したフランを、フラン圏からの輸入にのみ充当することができ、他通貨への交換は認められない。

#### ◇豪州、支払準備率および市中金利を引上げ

豪州準備銀行は、商業銀行の支払準備率および預金・貸出金利を次のとおり引き上げ、前者は8月18日、9月30日の2回に分けて、また後者は8月1日からそれぞれ実施することとした。なお、今回の措置は、最近における国内開発の進捗に伴う景気の過熱傾向に対処する予防策として採られたものである。

(1) 支払準備率 年率 10.0% (旧9.0%)  
ただし8月18日、9月30日にそれぞれ0.5%ずつ引き上げる。

(2) 市中金利  
当座貸越(注)(最高) 年利 7.75% (旧7.50%)

なお同金利は20年来の最高である。

(注) 萩州銀行は公定歩合を発表していないので、同行の規制する商業銀行の当座貸越金利(最高)が金融政策の動向を示す指標とみられている。

#### 定期預金(最高、年率)

(10万豪ドル)(10万豪ドル)  
(以上)(未満)

30日～3ヶ月未満	4.70%	—(注)	(旧4.25%)
3ヶ月～6ヶ月未満	4.80%	4.50%	(〃4.25%)
6ヶ月～12ヶ月未満	4.90%	4.50%	(〃4.25%)
12ヶ月～18ヶ月未満	5.00%	4.75%	(〃4.50%)
18ヶ月～24ヶ月まで	5.00%	5.00%	(〃4.75%)

C D預金金利(年率) (5万豪ドル以上)

3ヶ月～24ヶ月まで 5.00% (旧4.75%)

なお、今回の引上げ措置と同時に、上記のごとく金額により金利を2本立てとし、大口預金優遇策が採られた。

(注) 3ヶ月未満のものには従来から付利されていない(今回の改訂においても同じ)。

### 共産圏諸国

#### △コメコン銀行の活動状況

コメコン銀行がこのほど発表した1968年次営業報告によれば、昨年中の同行の総業務取扱い高は642億振替ルーブルで前年比13.8%増と引き続き順調な業容拡大を示し、これに伴い純利益も156万振替ルーブルと前年比18.1%の増益となった。

同行の主要業務をみると、①振替ルーブルによる決済は、コメコン域内貿易の伸長(前年比、輸出11%増、輸入10%増)を映して294億振替ルーブル、前年比10.5%の増加となった。②預金は、当座預金が減少(前年比26.3%減)した反面、定期預金が著増(同56.7%増)したため全体では574百万振替ルーブルと前年比26.6%の大幅増加となった。このような定期預金の増高は、チェコスロバキア、ポーランドなど一部黒字国が振替ルーブル残高の運用益引上げを図るため、当座預金を定期預金へ大幅シフトしたことによるものとみられる。③一方、貸出は、貿易決済資金を中心に351百万振替ルーブル、前年比12.1%の増加となった。また、貸出期間は加盟国の資金ポジションの悪化を映して、前年に比べやや長期化した模様である。

なお、コメコン銀行では、加盟国の西側諸国との取引拡大に伴い海外コレレス網の拡充を図ったほか、ユーロ・ドラー取引を活発化したことによって、同行の交換可能通貨による取引高は111億振替ルーブル(約123億ドル、前年比23.3%増)に達した。

#### △ルーマニアの新経済5か年計画

第10回ルーマニア共産党大会(8月6～12日開催)において、1971年開始予定の新経済5か年計画が採択された。これによれば、国民所得を年平均7.7～8.5%(現行5か年計画8.0%増)、また実質賃金を計画最終年の1975年には1970年に比べ16～20%引き上げることとなっている。

新5か年計画のおもな特徴は次のとおりである。

(1) 工業化の推進が引き続き最重要施策の一つに掲げられており、計画期間中における投資総額(47～48.5百億レイ、現行5か年計画比68～73%増、1米ドル＝6レイ)のうち約6割が工業部門(とくに化学、エネルギー)

コメコン銀行の貸借対照表

(単位・千振替ルーブル)

資産	1966年末	1967年末	1968年末	負債	1966年末	1967年末	1968年末
現金・預け金勘定	128,546	231,395	315,264	資本金・準備金	90,564	91,096	91,305
現金・当座預金	5,312	11,077	11,617	払込済資本金	89,711	89,711	89,711
預け金	123,234	220,318	303,647	資本準備金	852	1,384	1,594
加盟国銀行への貸付	248,760	313,608	351,439	預金勘定	285,375	453,207	573,744
什器・備品	122	124	127	当座預金	111,951	164,309	121,114
その他資産	6,073	4,320	3,039	定期預金	173,424	288,898	452,629
合計	383,501	549,447	669,869	その他負債	6,297	3,822	3,258
				純益金	1,265	1,322	1,561
合計	383,501	549,447	669,869	合計	383,501	549,447	669,869

ギー、鉄鋼、機械)に振り向けられる予定である。

(2)しかし、工業生産の増加目標は年平均8.5~9.5%増(生産財9~10%増、消費財7~8%増)と現行5か年計画(年平均10.6~11.6%増)に比べやや低めの水準に抑えられている。これは、新経済制度の導入(1968年)に伴い工業製品の量的増産より品質向上をよりいっそう重視するに至ったためとみられる。なお、部門別では、化学工業(年平均13~14%増)、機械工業(同11.5~12%増)などの増加が目だっている。

#### 新5か年計画の主要経済指標

(単位・%)

	1970~75年間 の増加率目標	年平均増加率
國民所得	45~50	7.7~8.5
同上 1人当たり	37~42	6.5~7.3
工業生産	50~57	8.5~9.5
農業生産	28~31	5.0~5.5
労働生産性		
工　業	37~40	6.5~7.0
建　設	27~31	5.0~5.5
運　輸	33~35	5.9~6.2
貿　易	40~45	
総投資額(5か年間)	47~48.5百億レイ	

(3)一方、農業生産は、年平均5.0~5.5%増とほぼ現行5か年計画(4.7~5.7%増)並みながら、穀物生産を1975年までに17.5~18.5百万トン(現行5か年計画の年平均生産目標12.6~13.0百万トン)に増大させるという意欲的な目標を設定している。このため、政府は化学肥料の大量投入(1975年には2百万トン)、かんがい施設の拡充(予定対象面積13~15百万ヘクタール)、トラクター保有台数の増加(1975年までに約12万台)などを中心に、農業近代化投資約6百億レイ(現行5か年計画3.6百億レイ)を予定している。

#### 主要物資の生産目標

	1975年 の 生 産 計 画	1970年比増 減(△)率
電力(10億KWH)	55~57	56~62%
石炭(百万トン)	36~38	54~65%
石油(〃)	13.1~13.5	△1.5~1.5%
粗鋼(〃)	10~10.5	54~61%
セメント(〃)	13~14	73~87%
テレビ(千台)	450~500	50~85%
乗用車(〃)	45~50	約4倍
合成ゴム(千トン)	110~130	約2%
化学肥料(百万トン)	2.2~2.4	約2%